

令和7年度 柏崎市立大洲小学校いじめ防止基本方針

大洲小学校ではいじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

※ いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ いじめ類似行為の定義（県条例第2条第2項）

「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」とされている。

1 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「児童は、いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）とされている。

そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係で済む児童はいない」という共通認識に立ち、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

(2) 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、生活指導主任、養護教諭による「いじめ対策委員会」を設置して、同委員会を定期的を開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

また、いじめ等が発見された場合は臨時に開催し、校長、教頭、生活指導主任、養護教諭、関係学年主任、関係学級担任で早期対応にあたる。

3 いじめの未然防止の取組

(1)「できる喜び」を与える授業づくり

- ・「分かる」以上に「できる」ことを優先し、「できる・できる・できる」で自尊心を育てる。
- ・すべての教育活動を通じて、人間は尊敬される存在であることを理解させる。
- ・授業において、何が求められているかモデルを示し、どの児童も楽しく、できる学習を進める。
- ・全ての教育活動において、発言力・表現力を育てる。発言、手紙、演示など自分の考えをしっかりと表現する力を向上させることで、自信をもって学習に臨むことができるようにする。
- ・ペア学習やグループでの話し合い活動など、学び合いの場面を設定し、互いの考えを交流したり、認め合ったりしながら、自他の存在を大切にする。（自己存在感）
- ・市販テスト、Web配信集計システム、学力テストの事前・事後指導を確実にを行い、学習事項の定着を図る。結果分析を全校で共有し、全校体制で取り組むことができるようにする。
- ・学級担任は、公開授業を行う。授業後の協議会も、全員参加の体制づくりを工夫し、授業の分析・考察をしながら職員の授業力向上を目指す。
- ・中学校区の小・中学校で、家庭学習習慣の定着や望ましい生活習慣に関わる取り組みを行い、家庭と連携した取組を進める。

(2) 道徳教育の充実

- ・「いじめは決して許されない」という認識を児童が確実にもてるように、教育活動全体を通じて指導する。
- ・職員研修を実施し、学習参観日に、全校一斉に道徳授業を公開する。
- ・「親切・思いやり」「友情・信頼」を重点においた道徳の授業や全校SSEを実施する。
- ・中学校区で共通して取り組む年間指導計画に基づき、「生きる」等を活用した授業を実施する。
- ・一人一人のよさや違いを認め合うことの大切さを実感させ、人権意識・自尊感情を育む活動を充実させる。

(3) 特別活動の充実

- ・各委員会の創意工夫による活動を紹介したり、縦割り班を活かした活動を行ったりする。
- ・各委員会の提案について検討する場としての代表委員会を定期的に行い、主体的な取組につながるようにする。
- ・縦割り班を活かした児童会行事や日常的活動を行う。
- ・毎月の生活目標と関連付け、委員会の提案による規範意識を高める取組を行う。全校に呼びかけ、各学級でも創意工夫ある取組を行うようにする。
- ・中学校区の小学校6年生と中学生が集会に参加し、いじめ根絶に向けての意識を高めることができるようにする。

(4) 体験学習の充実

- ・集団活動の喜びや成就感を味わわせるために、体験活動を重視した行事を工夫、実施する。
- ・望ましい集団行動を通して、心身の調和の取れた発達と個性の伸長を図るとともに、集団の一員としての自覚を深め、協力してよりよい生活を築こうとする自主的、実践的態度を育てる。
- ・生活科、総合的な学習の時間、クラブ活動等において地域人材の活用を図る。（野菜栽培活動、コミュニティデイホーム「さくらホーム」との交流、球根植え活動等）

(5) 学級経営の充実

- ・自己存在感を育むために、発言の場や友達とのかかわりを大切に活動の場を保障し、一人一人を認め合う雰囲気作りをする。
- ・互いの良さや違いに気付くことができるよう話し合い活動を計画的に実施する。
- ・学級活動や係活動等を通して、学級生活を充実向上させようとする実践的な態度を育てる。
- ・安定期、学習期、活用期、充実期、自律期の5期の学級活動を通じて児童の望ましい行動を引き

出し、学級集団として共有していく。

- ・人のための行動、思いやりのある行動、礼儀正しい行動、あたたかい言葉に重点をおき、自律した学級集団をつくる。
- ・周囲の人の気持ちを明るく、励ますような言葉がけを推奨することで、異なる考えや価値観を尊重し合える集団を育み、人を否定するマイナス言葉を発することが憚られるような学級づくりを進める。
- ・簡単なルーティンに取り組みせ、できたことを褒めながら、規律のある集団の中で学ぶことの心地よさを感じさせる。一人一人が安心して学習する上でしてはいけないことを実感させる。
- ・児童への指示・指導は1回で完全を求めず、児童の特性に応じ、繰り返し長期的に指導する。
- ・教師からの指示は適宜にとどめ、子どもが自分で判断し行動する「しん」をじっくりと育てる。

(6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・児童のインターネットや通信可能なゲーム機の使用状況を把握し、児童及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。
- ・情報モラルに関する授業実践を行う。

高学年：LINEやFacebook、X（旧Twitter）などのSNS、ゲームアプリなどの危険性にかかわる内容

：ブログやチャット、携帯電話の使い方などの内容

中学年：通信可能な携帯ゲーム機の使用、その危険性にかかわる内容

：インターネットの正しい使い方や、著作権にかかわる内容

低学年：児童の実態に応じた学習内容を学年部で決定し実施

：タブレットの使用に関する約束の遵守

4 いじめの早期発見のための取組

(1) アンケート及び教育相談の実施

- ・いじめを早期に発見するために、毎日、デイケンを実施し、教育相談及び指導を行う。
- ・5月と11月は、アンケートを実施し、それを基に全員の教育相談を行う。
- ・上記2つのアンケートは、教育相談と指導の結果を担当が記入後、教員間で回覧し、支援にあたる。
- ・回覧板に毎日の気になる児童の様子を記入する。週一回の「終礼」で児童の様子についての情報交換、月1回「児童理解の会」で児童の様子についての情報共有を行い、全職員で共通理解を図る。

(2) スクールカウンセリングの実施

年6回、スクールカウンセラーによるカウンセリングの機会を設ける。

(3) たよりや連絡帳の活用

学年便りや連絡帳を活用して、児童及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

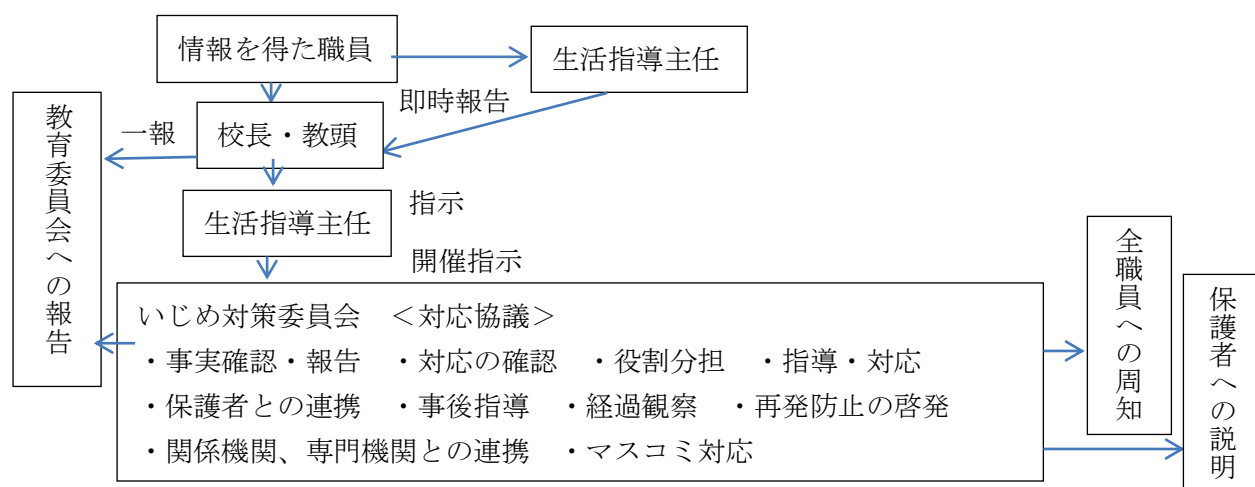
5 いじめに対する早期対応

- (1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見付けた場合は、速やかに管理職に報告する。

- (2) 介入するいじめ事案

- ・いじめの定義に合致する場合は、すべて報告する。
- ・いじめという言葉を使わずとも人間関係を修復する必要がある場合も介入する。

- ・アンバランス・パワーが生じているケース（力、能力、立場、年齢、人数）
 - ・シンキング・エラーが見られるケース（加害者・被害者・傍観者）
- (3) 校長は速やかにいじめ対策委員会を開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じ「いじめ状況報告書」により報教育委員会に報告する。
- (4) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせるとともに、その再発を防止するため、いじめ対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童及び保護者に対する支援と、いじめを行った児童に対する指導並びに、その保護者に対する助言を継続的に行う。
- (5) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために必要な措置を講ずる。
- (6) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署等と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。



6 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- いじめにより児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 など
- いじめにより児童が相当の期間（年間30日を目安とする）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

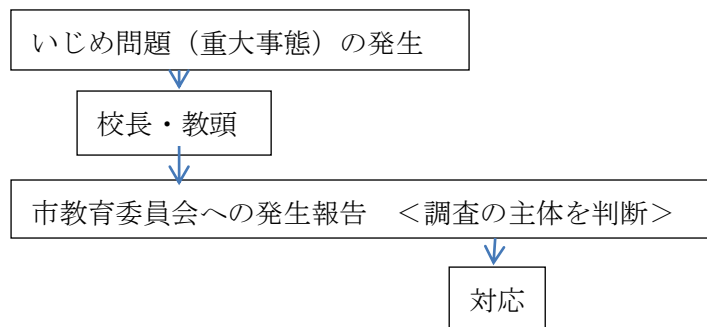
(2) 学校における平時からの備え

- 学校は重大事態ガイドラインのチェックリストを活用し、学校いじめ対策組織の組織体制整備等の平時からの備えについて適切に実施できているか等の点検を実施する。
- チェックは校長が4月、10月、3月の年3回実施する。
- チェックがつかないポイントについて生徒指導部と協議し適宜対応する。
- 文部科学省がチェックリストの項目毎の取組状況に関して調査を行う。

(3) 重大事態への対応

- 学校は重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会へ事態発生について報告する。
- いじめ対策委員会を中核に教育委員会と連携して、以下の事項に留意し初期調査を実施する。

- 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか学校と教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に調査し、明確にする。
- 在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査の実施に当たっては、いじめを受けた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先として調査を行う。
- 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることを、あらかじめ調査対象となる児童やその保護者に説明する等の措置をとる
- 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- 民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであるとの認識の下、調査に当たる。
- いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合
 - ・ いじめを受けた児童からの聴き取りにおいては、事情や心情を十分に聴き取る。
 - ・ いじめた児童に対して適切な指導を行い、いじめ行為を速やかに止めさせる。
 - ・ いじめを受けた児童の状況にあわせた継続的な心のケアに努め、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合（いじめを受けた児童の入院や死亡などの場合）
 - ・ 当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議してから着手する。
- ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査の結果を適時・適切に情報提供する。
- ④ 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。



7 いじめ解消の判断

以下の三要件をもとに児童の様子や心情を鑑みていじめ解消とし、解消後も注意深く観察する。

- ① 少なくとも3か月間はいじめ行為が停止している。 ＊被害者、被害者保護者に確認。
- ② 被害者が心身の苦痛を感じていない。
- ③ 他の案件も勘案して解消と判断できる。

8 教職員研修と保護者学習会（説明会）の実施と地域との連携

(1) いじめ防止等に関する教職員研修の実施

いじめの防止等（いじめの未然防止・早期発見・早期対応）に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、日々の観察の仕方など、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

(2) いじめ防止等に関する保護者学習会（説明会）の実施

学校説明会・PTAの会合・学級懇談会などを利用して、学校いじめ防止基本方針、いじめ防止等に

関して保護者に協力いただきたいことなどを学習（説明）する機会を設け、いじめの防止等に関する保護者の意識向上を図る。また、相談窓口の紹介や学校訪問カウンセラーのカウンセリングについても紹介する。

(3) 地域との連携

年度初めに「交通安全を誓う会」と年に4回、地区児童会を行う。学校・地域全体で児童の様子に目を配っていくようにする。

9 いじめ防止の年間計画

いじめ対策委員会が中核となつて行う会議の開催時期、校内研修等の開催時期、その他個別面談や教育相談等のいじめ防止等に関する取組の年間計画を作成・改善する。

【別表 いじめ防止等のための年間計画】

10 学校評価と基本方針の検討

(1) 学校評価における留意事項

学校評価において、いじめ防止等の取組内容を評価・改善を図るとともに、学校関係者評価を活用して、学校と家庭・地域の連携・協力体制の下、いじめ防止等に関する取組を推進する。また、その評価結果を年度末に「学校評価報告書」に記載して、教育委員会に報告する。

(2) 学校いじめ防止基本方針の検討

学校いじめ防止基本方針は、国及び県、市の動向等と学校の実態に応じて見直し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

11 家庭・地域への啓発と広報

策定した学校いじめ防止基本方針は、年度初めの学校説明会で保護者に説明するとともに、学校のホームページで公開するなどの工夫を行い、周知を図る。また、学校だより等で、家庭・地域に対して、いじめを防止することの重要性や理解を深めるための啓発を行い、互いに連携していじめ防止の取組を推進するための広報に努める。

* 追記資料として、

いじめ防止対策推進法

第九条（保護者の責務等）

- 1 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

【別表；いじめ防止等のための年間計画】

◆…縦割り班にかかわる取組、 ★…小中連携にかかわる取組、 ●…保小連携にかかわる取組

期	月	主に子どもにかかわる取組	主に地域や保護者にかかわる取組	主に職員にかかわる取組
I	4	・学級開き ・一年生を迎える会 あいさつ強調運動 交通安全を誓う会 ◆縦割り班顔合わせ会 ◆縦割り班による掃除開始 ・全校 SSE ・学級 SST	・学習参観 ・PTA 総会（いじめ防止基本方針の説明） ・学級懇談会① 所在地確認	・職員研修① 『大洲小いじめ防止基本方針』の共通理解 ・児童理解の会①
	5	避難訓練 引き渡し訓練 大運動会 ・アンケート① ・教育相談	アンケートの分析・共通理解 教育相談を受けての指導	・児童理解の会②
II	6	◆大洲アドベンチャー ◆体力テスト みんな違ってみんないい集会① ・全校 SSE ・学級 SST	・学校評議員会①	・児童理解の会③ ●幼保小連絡会 ◆大洲アドベンチャー
	7	さくらホームとの七夕飾りづくり ・WEBテスト	・救急法講習会 地区児童会② 個別懇談（全員）	・児童理解の会④
III	8			★三中校区 ・小中合同研修会① ・職員研修② ・児童理解の会⑤
	9	親と子の健康座談会	・学級懇談会③	・児童理解の会⑥

		・全校 SSE ・学級 SST		
		・WEB テスト		
IV	10	・スポーツフェスティバル あげほ祭り	・学校評議員会②	・児童理解の会⑦
		●第1回移行学級 ・WEB テスト		●第1回移行学級
	11	・全校 SSE ・学級 SST ★三中学区絆スクール集会		・児童理解の会⑧
V	12	・人権教育強調週間 ・WEB テスト	個別面談（希望者のみ）	
			地区児童会③	・三中校区人権教育同和教育担当者会② ・児童理解の会⑨
	1	・校内書き初め大会 ・給食週間	学習参観 ★第三中入学説明会 スマイルツリー週間	・児童理解の会⑩
	2	●第2回移行学級 学校生活アンケート ・WEB テスト	・学校評議員会③ 地区児童会④	●第2回移行学級 ・児童理解の会⑪
VI	3	◆6年生ありがとう週間 （例：◇縦割り班遊び ◇縦割り班色紙 ◇縦割り集合写真等 ・六送会 ・学級じまい		・児童理解の会⑫ ・「大洲小いじめ防止基本方針」の見直し

通 年	・委員会活動 ・生活委員会の企画 (あいさつ、言葉) ◆あげほ朝会 (総務委員会企画) ・生活指導の話・発表		・重大事態ガイドラインの チェックリストによる点 検 (校長) ＊ 4 月、1 0 月、3 月
	◆縦割り班清掃 (毎週月・水・金曜日)	・「さくらホーム」や地域コミセンとの交流	・互いに認め合い、高め合う学級集団づくり ・児童情報交換会 (毎週月曜日) ・児童理解の会 (毎月 1 回) ・校内特別支援委員会 ・ケース会議

学校の相談窓口

○学校電話番号 22-2330 (担当：教頭)

新潟県のいじめ学校の相談窓口

○学校電話番号 22-2330 (担当：教頭)

新潟県のいじめ相談

- ・いじめ等の問題で悩む児童や保護者等の相談に応じる機関です。
- ・学校教育に詳しい相談員がお話をお聞きします。
- ・相談者が望めば、学校への働きかけも可能です。

○新潟県いじめ相談電話 025-285-1212 (毎日24時間)

○新潟いのちの電話 025-288-4343 (毎日24時間)

○チャイルドライン0120-99-7777 (毎日16:00～21:00)

○24時間いじめ相談ダイヤル 0120-078310 (なやみ言おう)

◆全国どこからでも24時間近くの相談員につながります。

(PHS、IP 電話からもつながるようになりました。)

○新潟県いじめ相談メール ijime@mailsoudan.org

県立教育センターのいじめ相談

- ・長期的な面接相談にも応じます。

☆電話相談 9:10～16:00 (土・日・休日を除く)

○いじめ・不登校等悩みごと相談テレホン

025-263-4737

☆来所相談・電話相談 9:00～17:00 (土・日・休日を除く)

○県立教育センター教育相談 025-263-9029

法務局のいじめ相談

- ・いじめ、体罰、虐待、差別など人権に関する問題全般の相談機関です。
- ・人権擁護委員、法務局職員が、お話をお聞きします。
- ・相談内容によっては、人権侵犯事件としての調査などを行います。

☆電話・面接・文書相談 月曜日から金曜日 8:30～17:15

みんなの人権 110 番 全国共通 人権相談ダイヤル

0570-003-110

○子どもの人権 110 番 0120-007-110

○女性の人権ホットライン 0570-070-810

警察のいじめ相談

- ・非行やいじめなどの少年問題に関する相談を受けます。
- ・少年警察補導員や警察官がお話をお聞きします。

○けいさつ相談電話025-283-9110 (毎日24時間)

○長岡少年サポートセンター0258-36-4970 (平日8:30～17:15)

○柏崎警察署0257-21-0110 (平日9:00～17:45)

児童(生徒)相談所の相談

・18歳未満の子どもの家庭や学校での問題、不登校、非行、発達の遅れ、療育手帳の判定、虐待等の養育問題などについて相談に応じます。

☆子ども・女性電話相談 9:00～22:00 (年中無休)

○子ども・女性電話相談 025-382-4152

☆電話・面接(予約制)相談 8:30～17:15 (平日)

○長岡児童(生徒)相談所 0258-35-8500

「資料」